

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	環境・ストック活用推進事業		担当部局庁	住宅局		作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	H23/H26		担当課室	住宅生産課		課長 橋本公博
会計区分	一般会計		施策名	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地において、住宅・建築物の省CO2の実現性に資するリーディングプロジェクト等の提案に対し支援を行うことで、住宅・建築物における省CO2対策を推進するとともに、東日本大震災からの復興を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地において住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等に取り組む先進性・普及性の高いモデルプロジェクト等を民間事業者から公募し、学識経験者による第三者評価委員会の評価を経て国が採択し、支援を行う。 ○住宅・建築物省CO2先導事業 ・補助率:1/2 ・主な補助対象:先導的な省CO2技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用等					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	16,040			1,000	17,040	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
			23年度	(32年度)		
	エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(H11基準)達成率	%	-	100	採択プロジェクト数(見込み)	( 54 )
単位当たりコスト	約1,850 (万円/件)			算出根拠	予算額1,000百万円を補助対象となる採択プロジェクト数の見込み件数54件で除して算出。	
<b>事業所管部局による点検</b>						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			【東日本大震災からの復興の基本方針】 「再生可能エネルギー・省エネルギーに配慮したまちづくりなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取り組みを支援する」(5(1)①(ii)要約) 「地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化・省エネ化を推進する」(5(4)⑤(v)抜粋) 「ネット・ゼロエネルギー住宅の普及の加速化、省エネ診断等住宅や工場・ビルの省エネ投資促進を行う」(5(4)②(ii)抜粋)			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			東日本大震災の被災地においては莫大な数の住宅・建築物が被害を受けており、これらの再建等に当たっては、新しい地域づくりの具体的なモデルとなるような先導的な省エネ技術の導入等を行う住宅・建築物を普及することが必要である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			本事業は、民間等の提案を国が公募し、有識者による第三者委員会の審査・評価を経て国が採択するものであり、省エネ効果等の事業効果の高い先導的取組みをモデル事業として採択することにより、市場における住宅・建築物の省エネ化の促進に効果を発する。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			先導的な省CO2技術に係る建築構造等の整備費(掛かり増し経費)の1/2の国費投入により、さらに先導的な省エネ技術の導入等を行う住宅・建築物の整備が図られる。また、公募によって選定した本事業に関する事務手続き等を専門的に担う事務事業者の活用により、事業を効率的に実施することとしている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			本事業は、被災地における先導的な省エネ技術のモデル的取り組みへの支援を通じて、全国への普及や市場全体における省CO2化の取り組みを一層加速させることを目的としていることから、国が行うべきものである。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)等で掲げられた住宅・建築物の省エネ化に関する目標(2020年までの段階的な省エネ基準の適合義務化)の達成に向け、本事業では現在市場では見られない先導的取り組みに対し支援するものであり、他の省エネ関連事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			本事業については、これまでの取組を通じ、事務事業者の活用によって事務作業を一元的・効率的に行うなど、事業の事務手続き等の方法が確立しており、事業の迅速な着手・執行が可能である。事務事業者の選定については、当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること及び当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していることを要件としており、事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっている。			

- 注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。
- 注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × × (円/ ))」などと記入すること。
- 注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。